

## 令和6年度収入申告書について

市営住宅の家賃は公営住宅法により、毎年度、入居者からの収入申告に基づき決定しています。

同封の書類は、令和7年度の家賃及び減免の継続を決める大切な書類です。

案内書に記載されている提出期限までに必要書類を揃え、必ず提出してください。

### ■令和7年4月からの家賃額は・・・

- ・令和5年1月～12月の世帯の合計所得金額により家賃が決定されます。
- ・令和7年1月頃に、家賃決定通知書を送付します。

### ■未提出の場合は・・・

- ・令和7年4月から、その住宅の最高額の家賃（近傍同種家賃）になります。

提出期限に間に合うよう、余裕を持って、早めの提出をお願いします。

## 手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

| NO | 事項                  | 提出するもの                         | いつまでに？  |
|----|---------------------|--------------------------------|---------|
| 1  | こどもが生まれた時           | 異動届と住民票<br>(市営住宅に居住している方全員のもの) | 30日以内   |
|    | 同居人が転居した時           |                                |         |
|    | 名義人以外が亡くなった時        |                                |         |
|    | 離婚をして名義人以外が転居した時    |                                |         |
| 2  | 親族等を同居させる時          | 同居承認申請書と関係書類                   | 一緒に住む前に |
| 3  | 離婚をして名義人が転居した時      | 承継入居承認申請書と関係書類                 | 15日以内   |
|    | 名義人が亡くなった時          |                                |         |
| 4  | 連帯保証人または緊急連絡先を変更する時 | 緊急連絡先（新規・変更）届出書と関係書類           | 遅滞なく    |

※ 上記の事項に該当する方は、下記問合せ先へご連絡の上、申請又は届出用紙の送付を依頼してください

※ 提出する際は、必ず収入申告書と同時に提出してください

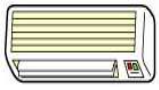
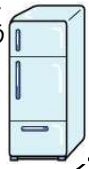




※ 詳しくは裏面のお問合せ先へご連絡ください

※ 各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります

# 節電のススメ

電気料金の値上がりが続き、日々の生活に影響を及ぼしています。

節電を試み、無理のない範囲で省エネ生活に取り組んでみてはいかがでしょうか？

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>①エアコン</b> 削減効果10%</p> <p>室温は28℃を心がけてみましょう！（設定を2℃下げた場合）</p>  | <p><b>②冷蔵庫</b> 削減効果2%</p> <p>設定を『強』から『弱』に変え、扉を開ける時間を短く、また食品を詰めすぎないように心がけてみましょう！</p>     | <p><b>③照明</b> 削減効果5%</p> <p>日中は不要な照明を消すよう心がけましょう！</p>  |
| <p><b>④テレビ</b> 削減効果2%</p> <p>画面の輝度を下げ、必要な時以外は消すよう心がけましょう！</p>    | <p><b>⑤待機電力</b> 削減効果2%</p> <p>リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。使わない家電はプラグを抜くよう心がけましょう！</p>  |   |

※エアコンの控え過ぎによる熱中症などには充分お気を付けください

## お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

◎水戸センター 管理課

◎水戸センター 施設課

**入居中のご相談等の連絡先は**

**TEL 029(297)8360**

**FAX 029(233)2424**

**修繕・退去に関する連絡先は**

**TEL 029(226)3300**

ホームページ  <http://www.ijkc.jp>

当センターでは、営業時間外の緊急連絡受付窓口を設置しております。

平日の夜間（17:15～翌朝 8:30）、土、日、祝日の緊急時は下記フリーダイヤルへご連絡ください。

**夜間・休日緊急連絡受付窓口  0120(303)440**

主な受付内容は下記の通りです。

ただし、お問合せ内容によっては、翌日以降の対応となる場合がございます。

- 建物設備に関する緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）の受付～修繕の実施
- その他緊急を要する事故等（火災・安否確認等）の受付～対応